



計画の具体的な取組

基本目標 1 地域で支える総合的な支援体制の構築

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

現状と課題

本市においては、国道 309 号を境界線に東側と西側に分け、2ヶ所の地域包括支援センターを設置し、また、地域での相談窓口としてランチを5ヶ所設置してきました。介護保険制度の定着とともに、居宅介護支援事業所を始めとする介護事業所が地域に広がる中、2019（令和元）年度から、市内の介護事業所・施設の協力を得て、高齢者の相談窓口を案内する「高齢者 110 番事業」を開始し、登録事業所の拡大を進めています。地域での相談窓口が拡がり、ランチでの相談件数は減少傾向である一方で、地域包括支援センターに寄せられる相談件数は増加しており、相談内容では認知症に関する相談が多い状況です。また、相談者の高齢化や世帯全体の支援が必要なケースなどで、支援の長期化傾向がみられます。さらに高齢者虐待等の困難事例も増えていることから複合的な課題に継続して支援している地域包括支援センターの業務量が増加しています。

地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターの人員体制の充実と、機能強化につながるランチ制度のあり方の検討が必要です。

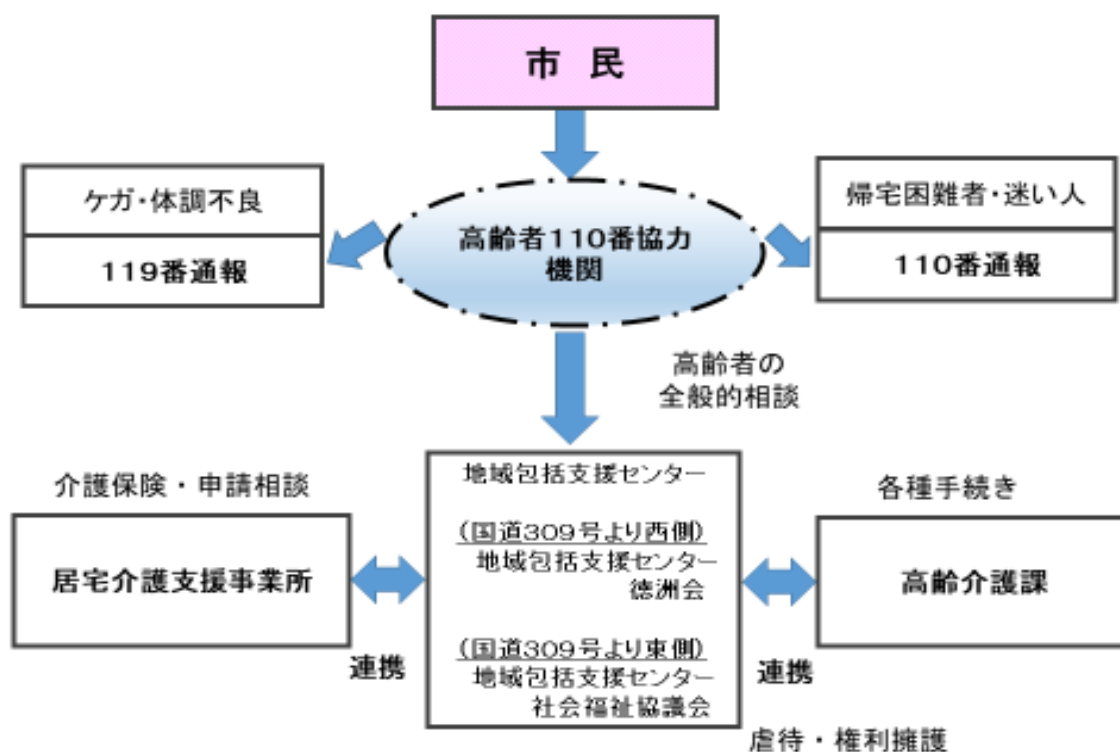
施策の方向性

地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターの機能を強化するために、ランチ制度を含めて現行の体制を検討します。

複雑化・長期化する相談支援対応においては、障がい者、保健、生活困窮者、就労支援などの庁内関係各課及び関係機関との連携が不可欠であることから、分野横断的な支援ネットワークを強化します。

市内の生活関連サービス事業所等との協力関係を構築して、「高齢者 110 番事業」の拡大を図ります。

松原市 高齢者110番フローチャート



具体的事業

事業	内容
地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センター職員の資質向上を行い、要援護者の複合的な問題に対応できるよう体制づくりを支援する。
高齢者を中心とした総合相談窓口	市内に2ヶ所設置した「地域包括支援センター」において相談を受け、介護、健康、福祉、医療など様々な面から総合的に高齢者を支える。
高齢者110番事業	高齢者及び介護者が困った時にすぐに相談できる高齢者110番事業所の登録を進めることにより、相談体制を充実させる。

■ 計画の推進にかかる指標 ■

項目	実績	目標値
【活動指標】 高齢者110番ステッカー登録事業所数	(令和元年度) 93ヶ所	(令和5年度) 180ヶ所
【成果指標】 地域包括支援センターにおける総合相談延件数	(令和元年度) 8,790件	(令和5年度) 10,000件

成果指標の設定については、地域包括支援センターの充実を見込んだ件数となっています。

(2) 医療と介護の連携強化

現状と課題

医療と介護の連携については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業者、行政機関等による地域医療介護連携推進会議を定例で開催し、年度当初に設定したテーマに従って、具体的な事業の検討と実施を進めています。

松原市医師会が中心となり、2017（平成 29）年に地域医療連携のための情報共有を図る、在宅患者の緊急時対応システム（ブルーカードシステム）を構築し、本市消防本部も協力体制をとっています。

2018（平成 30）年度より、医療コーディネーターを配置し、ブルーカードの配布、ICT 利用勧奨、市民講座、終活「マイ・ノート」の作成、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）講演会、認知症学びの場での研修等を実施し、地域における医療と介護を総合的に確保するための基本方針に基づく8事業に取り組みました。

また、地域包括支援センターを中心に介護保険事業所連絡会を組織し、顔の見える関係づくりができてきています。

ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握

医師会では、地域医療連携室を開設して、在宅医療を行っている医療機関や訪問診療医の紹介を行うほか、医師会ホームページで、在宅医療・介護連携についての情報提供として「松原市在宅医療介護連携ガイドブック」を公表しています。

イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出

定例の会議や地域ケア会議等からあがってきた松原市の課題を共有し、抽出した課題の解決に向けた検討を行い、事業展開に取り組んでいます。

ウ) 切れ目ない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進

地域医療介護連携推進会議の定期的な開催による、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりと課題の共有化により、切れ目ないサービスの提供体制の構築を進めています。

エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

医療・介護関係者で情報共有シートを作成し連携を図るとともに、ICT を活用した多職種連携を推進しています。

オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療コーディネーターによる相談支援の体制を整備しています。

カ) 医療・介護関係者の研修

医療・介護連携の強化と在宅医療の質の向上に向けた多職種の研修会等を実施しています。

キ) 地域住民への普及啓発

市民講座、終活「マイ・ノート」の作成、ACP 講演会等のほか「市民に分かりやす

く、関心を持ってもらえるように、劇などを取り入れた普及啓発を実施しています。

ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

複数の市町村が連携し、広域で連携が図れるよう協議します。

施策の方向性

医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域医療介護連携推進会議を中心に医療・福祉・介護等の関係機関の連携を推進し、多職種連携で顔の見える関係をさらに構築し、地域全体で支えていく体制づくりを目指します。引き続き、地域における医療と介護を総合的に確保するための基本方針に基づく取組を推進します。

医療・介護の専門職間でリアルタイムに支援状況が共有できるICTシステムの活用や、医師会、地域包括支援センターのホームページの活用を促進します。

人生100年時代といわれる現在、市民の一人ひとりが望むかたちで人生の最終段階をどのように迎え、過ごすかを、本人と本人を支援する家族や医療・介護関係者等が共有して、本人の意思決定を尊重する取組である「人生の最終段階における医療・ケアのプロセス」(ACP: アドバンス・ケア・プランニング) が広がりつつあります。在宅医療・介護連携の推進においては、看取りも含めた本人の意思決定を基本としたACPの理解と浸透が欠かせないため、市民に受け入れられやすいかたちで周知を目指します。

具体的事業

事業	内容
<p>地域医療介護連携推進事業</p>	<p>医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ、行政、介護の関係機関が定期的に会議をもち、関係機関が連携を強化し安心・安全なまちづくりを進める。 多職種連携として情報共有できるICTシステムを活用する。 医療コーディネーターによる在宅医療の内容や情報を継続的に収集し、必要な情報を関係者で共有する。</p>
<p>介護保険事業所連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所連絡会 ・ヘルパー連絡会 ・デイ連絡会 ・訪問看護連絡会 ・ショートステイ連絡会 ・サービス付き高齢者向け住宅連絡会 ・介護付有料老人ホーム連絡会 ・住宅型有料老人ホーム連絡会 ・地域密着型サービス事業所連絡会 	<p>【介護保険事業所連絡会】 事業者間（事業所（介護支援専門員）、訪問介護事業所（ヘルパー）、事業所（デイ・デイケア）、訪問看護、ショートステイ、サービス付き高齢者向け住宅、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、地域密着型サービス事業所）と市の意見交換や情報交換を行い、サービスの質の向上に向け支援する。</p> <p>【居宅介護支援事業所連絡会】 事業所（介護支援専門員）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質、人材育成及び介護支援専門員の質の向上に向け支援する。</p> <p>【ヘルパー連絡会】 訪問介護事業所（ヘルパー）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質、人材育成及びヘルパーの質の向上に向け支援する。</p> <p>【デイ連絡会】 事業所（デイ・デイケア）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質の向上や人材育成について支援する。</p> <p>【訪問看護連絡会】 事業者間（訪問看護）と市の意見交換や情報交換を行い、サービスの質の向上に向け支援する。</p>

(3) 地域ケア会議の機能強化

現状と課題

地域包括支援センターを中心に、個別ケースの検討を実施しており、また定例で医師や関係機関・住民等が参加する地域ケア会議も開催しています。地域ケア個別会議では、地域包括支援センターから抽出された案件（地域ケア会議 A）と介護支援専門員が地域で実施している案件（地域ケア会議 C）のそれぞれを検討しています。

個別の地域ケア会議をまとめ、松原市の現状や課題を地域包括支援センター運営協議会や地域ケア推進会議へ報告し、地域課題を把握し、施策に繋がられるよう介護保険事業計画策定委員会へ提言を行う体制を構築しています。

地域ケア推進会議では、地域包括支援センターの人員体制の充実と、高齢者の居場所づくり、新たな相談体制について議論し、政策提言を行いました。また、地域ケア推進会議からの提言を受けて、「高齢者 110 番事業」を事業化しました。

個別の会議体から最終的に地域ケア推進会議へ報告することができましたが、報告に至る取りまとめの課程において、地域課題の発見・把握、地域づくり・資源開発、政策形成等のそれぞれの機能を十分に発揮できていないという課題があります。

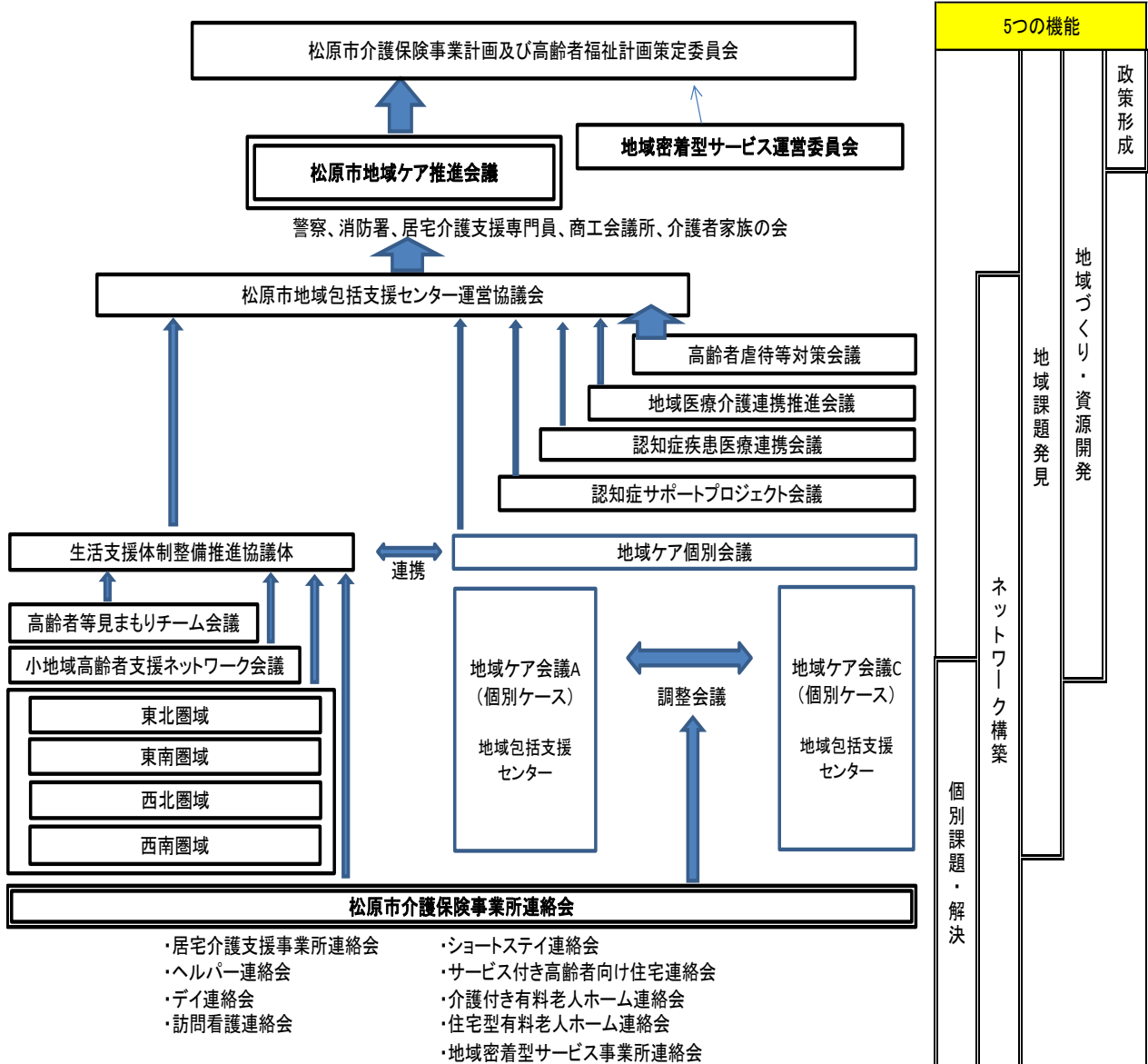
施策の方向性

課題のまとめ方、効果的な会議の進め方等について検討の余地があるため、先進事例等の情報収集を行い、地域ケア会議の機能を十分に発揮できるよう努めます。

具体的事業

事業	内容
地域ケア会議	地域包括支援センターを中心に個別の地域ケア会議（困難事例）において、各職種が連携して支援体制作りに取り組む。
地域ケア推進会議	松原市の附属機関として地域ケア推進会議規則に基づき、各会議体からの課題を積み重ね地域課題の発見・把握、地域づくり・資源開発・政策形成等を検討・審議する。

地域ケア会議の体系図



(4) 地域での相談・見守り体制の充実及び高齢者の孤立の防止

現状と課題

本市では、高齢ひとり暮らし世帯の割合が、近隣市と比べて高いという特徴があり、ひとり暮らしや高齢夫婦世帯の数が増えており、地域で高齢者の孤立化を防ぐ取組や見守りの体制が重要となっています。

小地域ネットワーク活動は、高齢者等への見守り声かけ訪問などの個別援助活動や高齢者同士の交流や閉じこもり予防などを目的として、高齢者にとって、徒歩で通える身近な町会の会館などを活用したいいきサロンやふれあい喫茶などのグループ援助活動があります。グループ援助活動では、介護予防の体操や認知症予防のための脳トレ、時には介護専門職による研修や相談窓口を設置しています。ただ、参加者が固定化し、担い手の高齢化が進んでいるという課題があります。

高齢者等見守り安心チェック訪問は、高齢者を地域で支えるために地域内の諸団体と福祉専門職が連携して高齢者を訪問し、実態把握を行い、支援が必要な人には地域包括支援センターと福祉委員会が連携して、迅速に対応を行っています。活動に当たっては、参加団体が多く、団体間の調整が難しいことに加えて、地域の諸団体のメンバーが高齢化して担い手の確保が難しい状況です。また、声かけ等をする際に、世帯状況や身体状況などを聞き取ることに、抵抗感を持たれることがあります。

緊急通報装置設置事業は、在宅で生活しているひとり暮らし等の高齢者で持病などで不安を抱える人が緊急時に連絡できる装置をレンタルしています。

高齢者等給食サービスは、食事づくりが困難な高齢者等を対象に、昼食を配食し、同時に安否確認も行っています。

元希者カフェは、地域で集う場として、まつばらテラス（輝）や老人福祉センターで開催しています。

施策の方向性

地域団体等（町会・老人クラブ・民生委員・児童委員・地区福祉委員等）と連携し、見守り・声かけ活動を推進するとともに、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して生活ができる地域づくりを進めます。

地域の見守り活動の担い手の確保対策を検討するとともに、見守り活動をより多くの地域で展開できる体制を検討します。

元希者カフェ等、地域での集いの場を通し、地域コミュニティの形成と担い手の創出について検討します。

具体的事業

事業	内容
ひきこもり対策活動	地域で老人クラブ会員が独居や寝たきりなどの高齢者を定期的に家庭訪問して、安否確認や話し相手になるなど、地域での孤立を防ぐ。
小地域ネットワーク活動 (社会福祉協議会)	高齢者が健康で笑顔あふれる毎日を過ごすことができるように、身近な施設で高齢者の居場所をつくり、転倒予防や認知症予防に役立つ軽体操など気軽に参加できる事業を実施する。
高齢者等見守り安心チェック訪問 (社会福祉協議会)	地域内の諸団体と福祉専門職が連携した「高齢者等見守りチーム」をつくり高齢者等の実態を把握し、高齢者等で見守りが必要な方には老人クラブ・地区福祉委員会等の地域力を活用して、見守り安心訪問を推進する。
緊急通報装置設置事業	在宅で生活しているひとり暮らし高齢者等が、持病等により家で過ごすことが不安な場合、緊急事態に備えて直接相談センターに連絡できる緊急通報装置を貸与する。
高齢者等給食サービス	食事づくりが困難な高齢者及び重度障がい者に対し給食を配食することにより、健康の維持及び疾病の予防を図るとともに、配食時に安否確認を行い、高齢者等が地域で安心して生活を営むことができるよう支援する。
元希者カフェ	高齢者の方など、誰もが気兼ねなく来られて、美味しいお茶を飲みながらお話のできる「地域の茶の間(元希者カフェ)」を市内に設置する。

基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

(1) 生活支援サービスの整備・充実

現状と課題

本市では、2017（平成 29）年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、生活支援体制整備のために市内全域を対象とする地域支え合い推進員（第1層コーディネーター）を配置しました。モデル地区を設定し、多職種・住民参加型の地域診断や地域の居場所として「元希者カフェ」の実施、新たな担い手として生活支援サービス従事者の養成に取り組んできました。さらに、2018（平成 30）年からは4つの圏域に地域支え合い推進員（第2層コーディネーター）を配置し、より身近な地域での体制整備に向けて取組を進めてきましたが、地域支え合い推進員の活動がまだ十分に周知されていません。

また、生活支援サービスについては、訪問型サービス、通所型サービスを実施しています。

生活支援サービス従事者養成研修についても、受講希望者が少ないなどの課題があります。

施策の方向性

様々な機関と協働し、地域支え合い推進員の周知を行う必要があり、地域包括支援センターとも連携し、インフォーマルサービスを含めた地域資源の把握に努めます。地域住民とどのように協働していくかを検討し、地域支え合い推進員の活動の周知・拡大に努めます。また、公共施設等を活用し、身近な場所で相談も可能な、誰でも参加できる集いの場となる拠点の充実につながるよう、多職種・住民参加型の地域診断を実施し、地域の見える化を進めるコミュニティマップの作成を全市的に取り組みます。

生活支援サービスについては、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、生活支援体制整備事業のニーズ把握を踏まえ、求められているサービスの掘り起こしを行います。

生活支援サービス従事者養成研修は、受講者の年齢層や受講しやすい時間帯等を配慮して、受講者の増加対策を行います。また、事業者と従事者（受講者）のマッチングによる就職先の安定的な確保を目指します。

具体的事業

事業	内容
地域支え合い推進員の配置	<p>市内全域と各圏域をそれぞれ活動範囲とする地域支え合い推進員を配置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①多職種・住民参加型地域診断 ②新たな担い手の養成 ③地域の居場所・通いの場づくりを重点とし生活支援体制の整備を実施
生活支援サービス	<p>要介護状態となることの予防や自立した日常生活の支援を目的に介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援サービス（訪問型サービス・通所型サービス）を実施。</p>
生活支援サービス従事者養成研修	<p>介護予防・日常生活支援総合事業にて訪問型サービスA（緩和した基準）において、資格がなくても一定研修を修了した者に対して従事できるとし、従事者研修を実施。</p>

(2) 高齢者にやさしい住環境づくりの推進

現状と課題

高齢者の自立に配慮した住環境の整備を進めるために、近年増加している高齢者向けの住宅について、情報提供を行うとともに、地域包括支援センターを中心に、サービス付き高齢者向け住宅、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム等の事業者連絡会を組織し、情報共有やサービスの質の向上に向け取り組んでいます。市内に12ヶ所（令和2年度現在）あるサービス付き高齢者向け住宅入居者の要介護度は平均2.5ですが、入居高齢者の重度化が課題となっています。

また、高齢者をはじめ、すべての人が住み慣れたまちで自立した生活を送るために、市内4駅（河内天美駅、布忍駅、高見ノ里駅、河内松原駅）周辺を重点整備地区に位置づけて、駅周辺地区における駅、道路、公園等のバリアフリー化事業に取り組んでいます。事業の進捗状況の確認と今後の取組についての協議を行うため、バリアフリー基本構想策定等協議会を設置しています。

交通手段がなく、外出や公共施設等の利用が困難な市民のために、公共施設等の利用の便を図り、市民の社会参加の促進と福祉・医療の充実に寄与する事業として、公共施設循環バス運行事業を行っています。現行ダイヤにおいて運行上の余裕がなく、新設の要望等に応えるのが難しい状況です。

施策の方向性

サービス付き高齢者向け住宅連絡会等を通じて、入居高齢者の現状把握や課題の共有化を図り、利用者本位の住まい方ができるよう、事業者支援を行います。

バリアフリー化事業については、現場条件等により施工が困難なものもあるため、事業の実現性を踏まえた進捗管理を行い、駅周辺地区のバリアフリー化を推進します。

公共施設循環バス運行事業は、市民ニーズや交通状況の変化等を踏まえ、適切な運行を行います。

具体的事業

事業	内容
サービス付き高齢者向け住宅の充実	<p>高齢者住まい法に基づき、サービス付き高齢者向け住宅が位置づけられたことから、高齢者本位の住まいの質の充実を行う。</p> <p>また、サービス付き高齢者向け住宅を運営している事業所や地域包括支援センター等による連絡会を設置し、情報共有を図り、住まいの質の向上に努める。</p>
バリアフリー基本構想の推進 (まちづくり推進課)	<p>市内4駅周辺地区において、駅や公共施設などのバリアフリー化を推進する。</p>
公共施設循環バス運行事業 (まちづくり推進課)	<p>ぐるりん号4台が市内4ルート（東ルート、西ルート、南北ルート、北・中央ルート）を運行している。</p>

(3) 認知症高齢者支援体制の整備

現状と課題

認知症に関する現状や課題の把握から、必要な認知症施策の推進役として 2017（平成 29）年度より、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。また、2017（平成 29）年度からは、早期発見・早期対応を行うために、認知症初期集中支援チームを設置しています。チーム員は、認知症サポート医と連携し、チームが効率的・有効的に関係機関と連携支援するため、専門職によるコーディネートがより必要となっています。

また、認知症サポーターの養成にも引き続き取り組んでおり、認知症サポーターの担う役割についても検討が必要となっています。

ひとり歩き（徘徊）高齢者等の支援のために、徘徊高齢者等家族支援サービス、徘徊高齢者等 SOS ネットワーク、高齢者見守り安心 QR コードの配布、支援対象者事案情報提供を行うほか、市民を巻き込んだひとり歩き（徘徊）高齢者の支援として、認知症高齢者徘徊声掛け模擬訓練を行っています。

徘徊高齢者等家族支援サービス事業は、機器を必ず身に着けている必要があることなどから、新規登録者数が少ない状況です。

オレンジカフェ（認知症カフェ）は、市内 4 圏域にそれぞれ 1 ヶ所開催しています。

施策の方向性

認知症初期集中支援チームでは、チーム員のコーディネート力を向上し、チームが効率的・有効的に関係機関と連携できるような人材育成に努めます。

認知症サポーター養成講座は、引き続き、市民や民間、学校などに対して行い、認知症への理解浸透に努めます。また地域での活動に繋げるため、認知症サポーターを対象とするスキルアップ研修も充実します。

SOS ネットワークでは、協力機関として、事業所、病院、薬局やタクシー会社のほか、民間企業に対しても協力機関への加入を進めていきます。

高齢者見守り安心 QR コードの配布は、登録者数は増加しているため、さらなる周知のために、認知症サポーター養成講座等で引き続き周知を進めます。

認知症高齢者ひとり歩き（徘徊）声掛け模擬訓練は、今後も様々な地区で開催し、認知症の理解を深めて、高齢者にとって安心な地域づくりを行います。

具体的事業

事業	内容
認知症ケアパスの普及	認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるようにするために作成した「まつばら認知症サポートブック」内のケアパスにつき、普及啓発を図っていく。
認知症地域支援推進員の配置	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連絡の支援や認知症の人やその家族等への相談支援を行う。
認知症初期集中支援チームの設置	認知症の人や家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
認知症キャラバンメイト・サポーター等養成事業	認知症について正しい知識を持ち、地域において認知症高齢者及びその家族に対して身近な理解者や見守りの担い手となる「認知症サポーター」を養成する。また「認知症サポーター養成講座」で講師役となる「認知症キャラバンメイト」を養成する。
介護者家族の会への支援	介護者による当事者団体において、寝たきりや認知症の高齢者を介護している家族を中心に様々な悩みを抱えた介護者がお互いを支え合い、話し合いや情報交換をする活動を支援する。
徘徊高齢者等家族支援サービス事業	ひとり歩き（徘徊）する高齢者等を早期に発見し、当該者の事故防止や家族の心理的負担の軽減を図るため、当該者を在宅で介護する家族が利用できる位置情報提供システムの利用に係る費用の一部を負担する。
徘徊高齢者等SOSネットワーク	高齢者がひとり歩き（徘徊）などにより行方不明になった場合に、家族等からの情報をもとに行方不明者の特徴などを協力機関等に情報提供し、発見した場合には警察へ連絡をしていただき、速やかに高齢者の保護につなげるネットワーク体制を整備している。また、広範囲でも対応できるように南河内圏域をはじめとする他府県を含めた市町村で構成される徘徊高齢者SOSネットワークへの加盟により、早期発見につなげられるよう連携を図る。
高齢者見守り安心QRコードの配布	ひとり歩き（徘徊）やひとり歩き（徘徊）のおそれのある認知症高齢者の衣服や靴、持ち物に貼るシールで、認知症高齢者がひとり歩き（徘徊）された場合にQRコードを携帯電話で読み込むと、松原警察署、市役所の連絡先が表示され早期に身元確認と連絡が可能。
支援対象者事案情報提供	大阪府警察本部から認知症高齢者等支援対象者情報提供制度として、本人または、家族等の同意が得られた事案のみ、行方不明・身元不明者保護された際に、住所・氏名・連絡先等の本人からの告知が曖昧な場合に市等へ連絡提供する。
認知症高齢者徘徊声かけ模擬訓練	認知症サポートプロジェクトチーム・地域包括支援センター・社会福祉協議会・松原介護者家族の会・各ボランティア・介護事業者・老人連合会・地区福祉委員会等の協力を得て、松原市の一般市民（さきり活動員及び認知症サポーター養成講座を受講した方等）に参加を呼び掛け、松原市セーフコミュニティと連動した活動として、認知症の方にとっても安心・安全に住むことができるように地域づくりを行う。

事業	内容
オレンジカフェ (認知症カフェ)	現在、市内4ヶ所で、高齢者の方を主に1ヶ月に1回程度、ボランティア・地区福祉委員・介護事業所の方々の協力を得て開催している。今後は、各地域で展開し、地域の中で、誰でも参加できるカフェにしていく。
若年性認知症施策	65歳未満で認知症を発症した方を対象に、本人・家族の交流できる情報交換の場所づくりや若年性認知症の人とその家族への支援を実施。

■ 計画の推進にかかる指標 ■

項目	実績	目標値
【活動指標】 認知症サポーター養成講座 開催回数	(令和元年度) 52回	(令和5年度) 40回
【成果指標】 認知症サポーターの年間養成 成者数	(令和元年度) 1,494人	(令和5年度) 1,000人
【活動指標】 認知症初期集中支援チーム で支援した人数	(令和元年度) 36人	(令和5年度) 50人
【成果指標】 認知症初期集中支援チーム が支援し、医療・介護につ ながった割合	(令和元年度) 66.7%	(令和5年度) 100%

(4) 高齢者虐待防止と権利擁護の推進

現状と課題

高齢者虐待防止については、セーフコミュニティの課題としても取り組んでおり、虐待を受けている高齢者に認知症の人が多いため、認知症を正しく理解し、見守り手となる人を増やすために、小・中学校、事業所などと連携し認知症サポーターの養成に努めています。

高齢者虐待の対応については、警察からの通報や関係機関からの相談で虐待が疑われる場合は、現状を確認し、高齢者虐待等実務者会議で方向性を検討し、必要に応じて関係機関と連絡調整を図っていますが、地域包括支援センターにおける相談件数が増加する中で、業務量の増大による人員不足が支援の課題となっています。困難事例も増えており、支援の長期化傾向もみられます。

成年後見人利用支援事業は、市長申立から就任までの期間の短縮や、今後、対象者の増加が予想されることが課題となっています。

高齢者虐待については、虐待者の精神障がいおよび疾病が原因となり、高齢者虐待件数が増加していることに加えて、高齢化の進展に伴い、高齢者虐待や権利擁護事案の増加が予想されます。

施策の方向性

公共施設等を活用し、身近な場所で相談も可能な、誰でも参加できる集いの場となる拠点の充実につながるよう、多職種・住民参加型の地域診断を実施し、地域の見える化を進めるコミュニティマップの作成を全市的に取り組みます。

成年後見人利用支援事業は、生活保護担当課や他機関からの依頼により、申立てを行うケースが増加していることから、生活保護担当課と連携し、相談から早期の申し立てにつなげます。また、大阪府や弁護士会が開催する研修会や意見交換会への参加を通じて、職員の制度理解を向上して、適切な支援につなげます。

高齢者虐待事案に対しては、虐待の背景となる状況を把握して、虐待者への支援も含んだ適切な対応を行うために、高齢者虐待等実務者会議における関係機関との連携協力を強化します。

具体的事業

事業	内容
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。
高齢者を中心とした総合相談	市内に2ヶ所設置した「地域包括支援センター」において相談を受け、介護、健康、福祉、医療など様々な面から総合的に高齢者を支える。
老人入所措置事業	身体上又は精神上又は環境上の理由もしくは経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を保護する。
日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会)	判断能力が不十分な高齢者等が、自立した生活をおくることができるよう日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う。
成年後見人利用支援事業	判断能力が不十分な認知症等高齢者が、成年後見制度による保護を受けることにより、自立した地域生活をおくることができるよう支援する。また、市民後見人の体制整備や法人後見についての研究を行う。
高齢者虐待等実務者会議	高齢者虐待の防止を推進し、高齢者の権利擁護に資するため関係機関の円滑な連絡調整を図る。

(5) 防災・防犯・感染症対策の推進

現状と課題

地震、台風等の災害時には地域での助け合いが大切になり、セーフコミュニティ「災害時の安全対策委員会」では、高齢者等要配慮者の逃げ遅れによる被害をいかに防ぐか検討を重ね、迅速な安否確認作業としてタオル運動と両隣声かけ運動、無事ですシールの活用に取り組んでいます。2020（令和2）年4月に「総合防災ガイドマップ」を作成するとともに、防災アプリ「ハザードン」や松原市安全安心メール等により、福祉避難所（公共施設以外に、市内で福祉施設を運営する社会福祉法人と「災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定」を締結しています。）の場所や河川ごとの詳細なハザードマップ、避難情報等防災関連情報を市民に発信しています。

また、災害時の避難に支援を必要とし、自身の情報を地域の支援者へ提供することに同意した要介護3以上や身体障害者手帳1、2級などの要支援者を掲載した避難行動要支援者名簿について、地域の支援者と情報の共有に努めるとともに、要支援者の総合防災訓練等への参加も促しています。

さらに、災害時の感染症対策として、マスクや手指消毒用アルコール、間仕切り、簡易ベッド等の計画的な備蓄を図るとともに、避難所における運営マニュアルを作成し、ゾーニングや避難者の受付、振り分け方法等について、地域との協働による避難所運営に努めてまいります。

消費者施策については、松原市消費生活センターと連携をとりながら、高齢者が被害にあわないように情報を共有し、情報発信に努めています。また、電話による特殊詐欺防止のための自動通話録音装置の貸与や悪質な訪問勧誘お断りステッカーの配布などを行っています。高齢者の増加にともない、特殊詐欺等の被害の増加が予想されることから、警察、市、地域包括支援センターと連携して防止対策に努める必要があります。

2020（令和2）年4月と5月には、新型コロナウイルス感染症拡大に対する国の緊急事態宣言が発出された前後に、松原市介護保険事業所連絡会を通じて市内の介護保険事業所へのアンケート調査を実施して、各事業所の実態把握に努めるとともに、入手困難であったマスク等の衛生用品を配布しました。介護関連施設等への感染防止対策及び事業継続の支援が求められています。

施策の方向性

避難支援が必要な高齢者に対しては、地域においてひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への声かけ訪問を行う地区福祉委員等と連携した、避難行動要支援者への支援体制を構築します。

また、高齢者を対象とした特殊詐欺や悪質商法等の被害情報の周知と注意喚起、相談活動を、消費生活センター、警察、地域包括支援センターと連携して、より一層進めていきます。

近年の大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、庁内関係課と連携して国や大阪府の動向を注視しながら、介護保険事業所連絡会を通じて、防災や感染症対策についての情報提供や周知啓発を行っています。

大阪府が取り組む、新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等への大阪府からの応援職員派遣体制に協力します。

市民に向けては、防災意識の向上につながる啓発活動や「総合防災ガイドマップ」の活用を推進するとともに、感染症防止のための注意喚起を行います。

具体的事業

事業	内容
避難行動要支援者名簿の提供	避難行動要支援者名簿を、町会、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員、社会福祉協議会など、地域の支援者に提供し情報を共有することで、災害時の支援体制の構築に取り組む。
消費生活センターとの連携	産業振興課所管の松原市消費生活センターにて、消費生活における商品や各種サービスに関する相談、契約でのトラブル発生時の解決方法やクーリング・オフ制度などのアドバイス・情報提供を行う。 消費者対策で、電話をきっかけとした特殊詐欺被害防止のための自動通話録音装置を貸与。

基本目標3 生きがいづくりと健康づくり・介護予防の推進

(1) 高齢者の多様な生きがい活動への支援

現状と課題

本市においては、高齢者の生きがいづくりと社会参加のために、高齢者と地域の子どもたちとの多世代交流や通学路の見守り活動、まつばらテラス（輝）における交流事業、介護予防支援きらり活動事業でも介護保険関係施設だけでなく、子育て支援センター等も受入れ機関として社会参加の機会を確保しています。

福祉農園管理事業は、市街化による農園数及び区画数の縮小傾向に伴い、利用者数も減少傾向となっています。

市内に8ヶ所ある老人福祉センターでは、60歳以上の高齢者を対象に健康増進、相互交流を通じて教養の向上、レクリエーションなどの活動を行っています。また、地域老人クラブの活動拠点として、仲間づくり・健康づくりや健康相談なども実施しています。施設の老朽化が進んでいるため、安全に利用できるよう計画的な修繕が必要となっています。

介護予防を目的とした社会参加活動の実績に応じてポイントを付与する介護予防支援きらり活動事業は、登録者数が増加していますが、更なる事業の拡大が必要です。

まつばらテラス（輝）では、多数の文化・運動プログラムが実施されていますが、参加者の増加を図るための内容の見直しも検討の余地があります。

施策の方向性

福祉農園は区画の縮小傾向が続くと考えられることから、今後のあり方について検討を行います。

介護予防支援きらり活動事業は、チラシ配布等による事業の周知を進めて、新規の登録者数、受入れ機関の拡大を図ります。

まつばらテラス（輝）では、来館者の拡大につながるような事業の充実に努めます。

具体的事業

事業	内容
福祉農園管理事業	土を通じて高齢者及び心身障がい者の相互親睦と健康増進に寄与し、高齢者及び心身障がい者の生きがいを高める。
ゲートボール場等管理事業	高齢者の健全なスポーツ活動を通じて高齢者の健康の保持及び福祉の増進に寄与する。
老人クラブ活動運営助成事業	高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資する。また、市内各老人クラブの連絡調整とクラブ活動の充実に資する。
老人福祉センター運営管理事業	高齢者を対象に各種の相談に応じるため、地域の老人クラブをはじめとした高齢者の活動拠点として健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
介護予防支援きらり活動事業	高齢者の社会参加を促進し、介護予防に努めるとともに生きがいづくりに寄与する。
まつばらテラス（輝）運営管理事業	高齢者の福祉の増進及び介護予防の推進を図るとともに市民相互が触れ合える交流の拠点として、各種プログラムの実施や適切な維持管理を行う。

(2) 高齢者の就労支援・担い手づくりの推進

現状と課題

高齢者が培ってきた経験や能力をいかし、生きがいとしての就業機会を提供する、シルバー人材センターでは、就業機会創出員や理事による市内事業所等へ訪問活動等の就業機会の拡大を図っており、就業延べ人員は年々増加傾向にあります。

地域におけるリーダー養成として、元希者カフェスタッフと棒体操リーダーの養成研修をそれぞれ年2回、棒体操は加えてフォローアップ研修を年2回実施しています。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手として、生活支援サービス従事者の養成を実施しています。

施策の方向性

シルバー人材センターの会員増強のため、入会説明会を毎月実施し、市広報誌掲載や市庁舎掲示板にポスター掲示 会員募集のチラシ個別配布、シルバー人材センターフェアのイベント等、あらゆる機会を利用し、会員の入会促進に努めます。

元希者カフェの開設数が増加していることから、カフェスタッフと棒体操リーダーの更なる養成を進めます。

具体的事業

事業	内容
松原市シルバー人材センター助成事業	臨時的かつ短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。
生活支援サービス従事者の養成	介護予防・日常生活支援総合事業にて訪問型サービスA（緩和した基準）において、資格がなくても一定研修を終了した者に対して従事できるとし、従事者研修を実施する。
元希者カフェスタッフの養成	元希者カフェで活動するカフェスタッフを養成し、地域で活躍してもらえるリーダーを育てる。
棒体操リーダーの養成	高齢者の転倒予防として、身近にある新聞紙を丸めた棒を使って行う棒体操を地域で活動してもらうリーダーを育てる。
介護予防支援きらり活動事業	高齢者の社会参加を促進し、介護予防に努めるとともに生きがいづくりに寄与する。

(3) 健康づくりの推進

現状と課題

健康づくりに関しては、第2次健康まつばら21（健康増進計画・食育推進計画）に基づき、①栄養・食生活、②運動・身体活動、③休養・こころの健康、④歯の健康、⑤たばこ、⑥アルコール、⑦健康管理、の7つの分野で目標を定め、予防に重点をおき1日でも長く健康な生活を送るため、取り組んでいます。

しかしながら、特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、がん検診ともに目標とする受診率に到達していません。

高齢者インフルエンザ予防接種は、受診率の目標をほぼ達成しています。高齢者肺炎球菌予防接種の年間接種者数は減少傾向で、65歳の新規対象者についても接種率が低下傾向です。

また、市役所や地域の老人福祉センター等において血圧測定等の健康相談を実施するほか、出かける健康づくり応援講座や健康まつばら21フェスタでロコモチェックなどの体験を取り入れ、市民の健康づくりに役立つ支援を行っています。

施策の方向性

健康相談、広報などを通じ、各種健康診査（検診）の目的・重要性などについて、積極的な周知を図るとともに、各種健康診査（検診）の受診促進に向け、効果的な受診勧奨を検討しつつ、特定年齢へ案内を通知するなど、受診率向上を目指します。

予防接種については個別通知等による周知を継続し、受診率向上につなげます。

健康相談では、実施場所、回数などを見直し、より相談しやすい体制を検討します。

具体的事業

事業	内容
各種健康診査(検診) (地域保健課・保険年金課・医療支援課)	特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん）等を実施し、自身の健康管理に役立てる。
各種予防接種 (地域保健課)	希望する高齢者を対象に、インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種を実施し、必要な人に助成を行う。
健康相談事業 (地域保健課)	市役所や地域の老人福祉センター等において血圧測定等の健康相談を実施し、自身の健康管理に役立てる。

(4) 介護予防の推進及び重度化の防止

現状と課題

介護予防・生活支援サービスでは、基本チェックリストでの事業対象者が少なく、緩和した基準のサービスにつながっていないという課題があります。

一般介護予防事業は、フレイル予防として運動機能、口腔機能、認知機能の低下を防ぎ、教室へ参加することで閉じこもり予防や仲間づくりを目的に実施しており、一部の教室では終了後に自主的な活動の継続を支援しています。

高齢者における転倒・転落救急搬送数が増加傾向にあることから、老人クラブにおけるスポーツ大会、体力測定会を定期的の実施して、介護予防事業に取り組んでいます。

また、高齢者の自立支援に資するケアプランが作成されるよう、多職種からの助言を受けるケアプラン検討会議を定期的を開催していますが、介護支援専門員の気づきにつながり、適切なケアプランの作成につながっているかの検証が必要です。

施策の方向性

介護予防・生活支援サービスは、サービス利用につながらないケースが多いことから、事業の普及・啓発に取り組めます。

介護予防教室の終了者が、フレイル予防として自主的に地域で介護予防の活動に取り組む体制づくりを強化します。

ケアプラン検討会議は、2020（令和2）年度からは毎回2事例で開催し、3ヶ月後に課題整理表とプランの再提出によりプラン内容を検証します。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施は、各関係課と連携し取り組みます。

具体的事業

事業	内容
介護予防・生活支援サービス	介護予防・日常生活支援総合事業にて要支援者に対して、基本チェックリストの結果、生活機能低下のおそれがある人が利用できるサービスに、訪問型サービス・通所型サービスを実施。
一般介護予防事業	65歳以上のすべての人が利用でき、介護予防教室として、運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上・閉じこもり・認知症・うつ等の予防と支援を目的とした教室を開催。 また、リハビリ職を活用した「通いの場」の担い手を指導し活動支援している。

事業	内容
地域リハビリテーション活動支援事業	<p>「地域リハビリテーション活動支援」 地域で活動する自主グループに対し、専門職を派遣し活動の継続支援を実施。</p> <p>「ケアプラン検討会議」 介護支援専門員にケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを確認し「気づき」を促す。</p> <p>「チャレンジ訪問」 高齢者の日常生活課題の解決や改善に向けて気づきを与えたり、意欲向上を促すため介護支援専門員に専門職（理学療法士・作業療法士・管理栄養士・薬剤師・訪問看護師）が同行訪問する。</p>
介護予防支援きらり活動事業	高齢者の社会参加を促進し、介護予防に努めるとともに生きがいづくりに寄与する。
老人クラブの介護予防事業	スポーツ大会、体力測定、ウォーキング手帳の配布、グラウンドゴルフ大会、介護予防講座等の介護予防活動に取り組んでいる。

■ 計画の推進にかかる指標 ■

項目	実績	目標値
【活動指標】 介護予防ケアマネジメント件数	(令和元年度) 8,279 件	(令和5年度) 9,100 件
【成果指標】 総合事業サービス受給者延べ人数	(令和元年度) 16,596 人	(令和5年度) 17,200 人
【活動指標】 一般介護予防事業の開催回数	(令和元年度) 233 回	(令和5年度) 367 回
【活動指標】 まつばらテラス（輝）来館者数	(令和元年度) 162,823 人	(令和5年度) 170,000 人
【成果指標】 65歳以上の者のうち、介護認定なしの占める割合	(令和元年度) 79.6%	(令和5年度) 80%

基本目標 4 介護保険事業の適正・円滑な運営

(1) 介護サービスの質の確保・向上

現状と課題

地域包括支援センターでは、介護支援専門員への情報提供や助言、研修企画の支援のほかケアプラン検討会議、事例研究会の開催等で、介護支援専門員の資質向上に取り組んでいます。また、介護保険事業所連絡会を通じて、介護サービスの質の向上に関する情報提供を行っています。

施策の方向性

介護を必要とする方ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の充実に努めます。松原市介護保険事業所連絡会については、各連絡会を通じて市内介護事業所への制度改正等の情報伝達の徹底を図ります。また、介護の質を向上するための研修の実施や事業所間の情報共有の場として地域包括支援センターと連携し事務局として継続した運営、連絡活動ができるよう支援していきます。

具体的事業

事業	内容
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。
介護保険事業所連絡会 ・居宅介護支援事業所連絡会 ・ヘルパー連絡会 ・デイ連絡会 ・訪問看護連絡会 ・ショートステイ連絡会 ・サービス付き高齢者向け住宅連絡会 ・介護付有料老人ホーム連絡会 ・住宅型有料老人ホーム連絡会 ・地域密着型サービス事業所連絡会	<p>【介護保険事業所連絡会】 事業者間（事業所（介護支援専門員）、訪問介護事業所（ヘルパー）、事業所（デイ・デイケア）、訪問看護、ショートステイ、サービス付き高齢者向け住宅、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、地域密着型サービス事業所）と市の意見交換や情報交換を行い、サービスの質の向上に向け支援する。</p> <p>【居宅介護支援事業所連絡会】 事業所（介護支援専門員）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質、人材育成及び介護支援専門員の質の向上に向け支援する。</p> <p>【ヘルパー連絡会】 訪問介護事業所（ヘルパー）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質、人材育成及びヘルパーの質の向上に向け支援する。</p> <p>【デイ連絡会】 事業所（デイ・デイケア）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質の向上や人材育成について支援する。</p> <p>【訪問看護連絡会】 事業者間（訪問看護）と市の意見交換や情報交換を行い、サービスの質の向上に向け支援する。</p>

(2) 介護保険事業の適正な実施

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活を送るためには、要介護等の状態に応じた必要なサービスを受けることができるよう支援していくことが必要です。利用者や家族が安心して介護サービスを利用できるように、認知症対応型共同生活介護が実施している外部評価や公表を行うことで、介護サービスの質の向上が図られ、質の高い介護サービスを提供していくことが必要です。

施策の方向性

受給者が必要とするサービスを過不足なく提供するよう事業者に促すことで、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、引き続き介護給付の適正化を進めていきます。

なお、本計画ではこの項目を「第5期松原市介護給付適正化計画」として位置づけ、効率化を進めながら、引き続き取り組みます。

具体的事業

事業	内容
要介護認定の適正化	認定調査の内容について点検することにより、適正かつ公平な要介護認定の確保を図る。
医療情報との突合	国保連合会が有している医療給付の情報と介護給付の情報を突合することにより、入院日数と介護給付、福祉用具の貸与状況などの整合性を確認する。
居宅介護サービス計画チェック	居宅介護計画等について、利用者の自立支援に資する必要なサービスが適切に位置づけられているかを確認する。 居宅介護計画等の確認を行った結果、事業者に対し必要に応じて指導・監査を行い、不適正な報酬算定等の発見につなげる。
縦覧点検	受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の請求内容を確認し、提供されたサービスの整合性等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期発見して適切な処置を行う。
介護給付費通知	受給者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を啓発する。
給付実績の活用	国保連合会から配信される給付実績等の情報を活用して、不適正・不正な給付がないか確認する。
福祉用具購入・貸与調査	利用者の認定調査の結果から判断しにくい福祉用具購入・貸与について、ケアプラン等により必要性を確認する。 軽度者の福祉用具貸与も事前に介護支援専門員から提出された届出等により確認する。

事業	内容
住宅改修の事前・事後の現地検査	本市で初めて住宅改修工事を行う業者及び本市で1年以上住宅改修工事を行っていない業者等に対して、シルバー人材センター等に登録している一級建築士の調査員が、書類等と照合して適正な住宅改修かどうか、内容の確認等を行い、事前及び事後の現地検査をする。

■ 計画の推進にかかる指標 ■

項目	実績	目標値
【活動指標】 要介護認定の適正化	(令和元年度) 7,094 件	(令和3～5年度) 全件を 適正に点検
【活動指標】 医療情報との突合	(令和元年度) 134 件	(令和3～5年度) 140 件
【活動指標】 居宅介護サービス計画 チェック	(令和元年度) 18 事業所	(令和3～5年度) 12 事業所
【活動指標】 縦覧点検	(令和元年度) 7 件	(令和3～5年度) 随時実施
【活動指標】 介護給付費通知	(令和元年度) 1 回	(令和3～5年度) 1 回
【活動指標】 給付実績の活用	(令和元年度) 73 件	(令和3～5年度) 随時実施
【活動指標】 福祉用具購入・貸与調査	(令和元年度) 購入 446 件	(令和3～5年度) 申請書全件を 適正に点検
	(令和元年度) 貸与 99 件 (軽度者)	(令和3～5年度) 軽度者理由書全 件を適正に点検
【活動指標】 住宅改修の事前・事後の 現地検査	(令和元年度) 67 件	(令和3年度) 申請件数の10%以上 (令和4～5年度) 前年度実績割合以上

(3) 利用者本位のサービス提供の推進

現状と課題

低所得者に対する利用者負担の軽減措置や介護サービス利用者負担が高額になった場合の負担の軽減を図っています。

介護保険制度について周知することで、適正な介護サービスを利用できるよう利用者への支援が必要となります。

指定居宅サービス事業者を対象に、松原市介護保険事業者等指導実施計画に基づき、集団指導並びに実地指導を行うとともに必要に応じて監査を実施しています。

共生型サービスについても、市内で実施しているのが1ヶ所のみで、サービス自体が浸透していない状況です。

施策の方向性

サービスを必要とする誰もが安心して介護保険サービスを利用することができるよう、「特定入所者介護サービス費の給付」や「高額介護（予防）サービス費の給付」など、介護保険料やサービス利用料の負担軽減を図り、特に低所得者の費用負担への配慮に努めます。

障害者総合支援法の改正により、2018（平成30）年度から、65歳に達する日前5年間にわたり介護保険相当障害福祉サービスの決定を受けていた一定の高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減される仕組みや障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくなる等の共生型サービスが導入されるなどの見直しが行われたことから、共生型サービスの広報と理解に努めるとともに、サービスの利用促進に取り組みます。

高齢者が自らの状況に応じた必要なサービスを適切に選択し、安心して利用することができるよう、介護保険制度やサービス等に関する周知・情報提供に努めるとともに、相談・苦情体制の充実を図ります。

具体的事業

事業	内容
高齢者を中心とした総合相談	市内に2ヶ所設置した「地域包括支援センター」において相談を受け、介護、健康、福祉、医療など様々な面から総合的に高齢者を支える。
社会福祉法人等利用者負担額軽減対策事業	介護サービスを提供した社会福祉法人等がそのサービス利用に伴う利用者負担の一部を減額することにより、低所得者の生活の安定を図る。
特定入所者介護サービス費事業	施設利用にかかる居住費・食費について一定の負担額を補うことで低所得者に対し、負担の軽減を図る。
高額介護（予防）サービス費事業	介護サービスの利用者負担が一定の上限金額を超えた場合について支給することにより、負担の軽減を図る。
高額医療合算介護（予防）サービス費事業	各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限額を超えた場合について支給することにより、負担の軽減を図る。

(4) 介護に取り組む家族等への支援

現状と課題

在宅介護実態調査によると、主な介護者の年齢は60代以上が約5割で介護の担い手も高齢化してきています。また、約5割の人が働いており、介護のために働き方の調整等を行っている人の割合は、介護度が高くなるほど高くなっています。介護離職を防止するための取組や特に介護負担が大きいと思われる男性の介護者などへの支援が必要となります。

家族介護教室は、市内の事業所13ヶ所に委託して市内で実施しています。介護者も高齢化しているため、介護者自身の介護予防への関心が高くなっています。

介護者の当事者団体である、介護者家族の会への協力や活動場所の提供で支援を行っています。

施策の方向性

要介護者が、できる限り在宅生活を継続できるよう、家族介護者の負担軽減と介護者相互の交流を深めるための各種交流事業や介護技術向上のための教室等を充実します。

具体的事業

事業	内容
家族介護教室	介護している家族を対象に、介護方法や介護者の健康づくり等の知識及び技術を習得させるための講話や実習、介護に関する相談等を実施する。 男性介護者が集える場の提供や相談等の支援を実施する。
介護者家族の会への支援	介護者による当事者団体において、寝たきりや認知症の高齢者を介護している家族を中心に様々な悩みを抱えた介護者がお互いを支え合い、話し合いや情報交換をする活動を支援する。
在宅福祉金の支給	在宅で生活している重度の要介護者に対して、福祉金を支給することで経済的負担の軽減を図る。

(5) 介護人材の確保及び資質の向上

現状と課題

介護の仕事の魅力を楽しく伝える活動を行っている「えがお戦隊介護マン」の普及活動や、大阪府の協力を得て、松原市介護事業所連絡会主催による介護フェアの開催支援を行いました。えがお戦隊介護マンでの広報活動は広がりを見せていますが、介護人材不足の解消には至っていないため、人材不足の根本的な対応を検討する必要があります。

また、将来の介護人材につながるよう、小・中・高校生を対象として、高齢者の疑似体験や認知症サポーター養成研修の受講を通じて、介護を身近に感じてもらう取組を行っています。教育機関と連携し、若年層からの理解を深める取組を継続的に行う必要があります。

施策の方向性

松原市介護保険事業所連絡会と協力して、人材確保への取組を検討します。

教育機関との連携を深めて、小・中・高校生それぞれの年齢に応じた授業内容で、分かりやすく理解してもらえるように実施を継続します。

具体的事業

事業	内容
介護従事者に対する研修	大阪府、大阪福祉人材センターとともに、介護人材確保に向けた取組や、従事者に対しては、スキルアップに向け研修会を実施する。
教育機関との連携	高齢者の方を理解してもらうために、小・中・高校を対象として高齢者の疑似体験や認知症サポーター養成研修を受講してもらう。